

# 令和7年度 山形県発達障がい者支援施策推進委員会 議事概要

日時 令和8年1月19日（月）  
14時00分～16時00分  
方法 オンライン（Teams）及び  
県庁会議室

## 1 開会

2 あいさつ 山形県健康福祉部障がい福祉課長

## 3 座長選出

## 4 報告

- (1) 県障がい福祉課における取組みについて  
→ 【資料1】に基づき、障がい福祉課より報告した。
- (2) 県発達障がい者支援センターの取組みについて  
→ 【資料2】に基づき、県発達障がい者支援センターより報告した。
- (3) 圏域における発達障がい者支援体制整備事業の実施状況について  
→ 【資料3】に基づき、村山、最上、置賜、庄内の各総合支庁こども家庭支援課より報告した。

## 5 協議

1、「義務教育終了後の切れ目のない支援について」

2、「発達障がい児の早期支援に関わる支援者の人材育成について」

### 〈委員1〉

寒河江市を中心に山形市ともう1町で計3回茶話会を開催。参加者は約10名前後で、保護者の悩みを打ち明ける場やリフレッシュの機会になっている。発達障がいのある子どもの不登校が増え、保護者の不安が大きい。中学校までは支援が手厚いが、高校以降で支援や情報が途切れるため、保護者が進路や支援の継続について分かりにくさや不安を感じている。

人材育成では外部の経験豊富な人材を招いた研修や講演のオンデマンド配信を活用し、県内の支援力を強化してほしい。また、健康診断や地域の機会で発達が気になる子の保護者へ適切に相談窓口を案内・フォローアップしてほしい。その際、ペアレントメンターも活用いただければと思う。

### 〈委員2〉

中学生の保護者を対象とした家族交流会を開催した際、中学校の情緒学級に通う子の保護者が多かった。中学校卒業後、支援が途切れることに保護者が強い不安を抱えている。

支援学級から一般高校へ進学すると療育や支援の接点が減り、相談先が分かりにくくなるケースが多い。義務教育までは手厚いが、15～22歳頃の「移行期」の支援が薄いという課題がある。

人材育成よりも人材確保が課題。山形市の事業者交流会で取り組みを共有し合う動きがあり、良い事例は広がっている。

### 〈委員3〉

労働局は県内ハローワークを管轄し、窓口の指導や就職支援を行っている。発達障がいに関する相談者が増えており、特に就職時に学校や家庭からハローワークへ相談が寄せられるケースが多い。中学・高校までの支援が一時的に途切れ、就職時に改めて支援が必要になる人が多い。就労が長続きするには、本人の特性に合った職場環境整備が重要。ハローワークは関係機関と連携したチーム支援や個別相談で対応を進めている。ハローワークは、いつでも誰でも相談できるので、気軽に利用いただきたい。

### 〈委員4〉

地域の連携会議やネットワーク会議に参加している。義務教育終了（中卒）段階での相談は今のところ少ない。特別支援学校高等部や一般高校の就職内定者については、ハローワーク等と連携して就職後の相談先につないでいる。

人材育成の取組は行っているが、そもそもの人材確保が大きな課題。また、支援者に求められる専門性の向上が必要と感じている。センターとして、就労と生活の両面から包括的に支援し、障がいのある人が自信を持って社会参加できるよう、切れ目のない支援体制の構築において重要な役割を果たしていきたいと考えている。

### 〈委員5〉

義務教育終了後（普通高校に進学したりサービスを継続しない）の児童の世帯への相談支援が薄くなっている点は認識していなかったため、今後対応を検討したいと考えている。令和5年度に児童発達支援・放課後等デイサービスの事業者の会が立ち上がり、事業者主体で研修や取り組みを進めている。また、市の障がい者自立支援協議会子ども部会で、市内の相談支援事業所、通所支援事業所、保育園・幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係者を参集し、早期発見・早期支援の課題等について情報交換会を行った。参加者からは関係機関同士の連携した支援が図りやすくなったとの声が寄せられている。

### 〈委員6〉

福祉課は障がいサービスを担当している。こどもの支援は担当課が分かれており、子ども子育て課は乳幼児健診～就学前、学校教育課は義務教育以降、健康推進課は義務教育終了後の精神保健分野担当となっており、担当部署が分かれるため相談しにくい面があると認識している。令和6年10月に市役所内に基幹相談支援センターを開設し、障がいのある人や家族の総合的な相談窓口を整備した。これにより相談の受け皿はできたが、発達障がいの専門知識の不足や保健師の人員などの課題が残る。

人材育成について、発達障がいの早期支援に関して、市内の相談支援事業所、児童発達

支援事業所、保健師らを集めた情報交換会を今年度初めて実施。サービスを勧める側とサービスを提供する側の認識が共有でき、有意義だった。

### 〈委員 7〉

義務教育終了後の相談先については、1. 学校（高校含む、または卒業した学校） 2. 以前利用していた事業所（放課後等デイサービス等） 3. 医療機関（主治医） 4. 相談支援事業所（サービス利用を終了した場合の一般相談も含む） 5. 当事者・保護者の会 6. 外部機関（発達障がい者支援センター、障害者就業・生活支援センターなど）の6つが考えられる。しかし、実際には、教員の多忙化や相談支援事業所の一般相談への対応の差により、相談が行き届かない場合がある。中学校で不登校になり高校に進めずそのまま社会に出るケースもあり、そうした子への対応をどう考えるかが課題。

人材育成については、1 見立て（子どもと家族の状況把握）、2 社会資源の知識、3 保護者とのやり取り（コミュニケーション）が鍵となる。これらは研修で基礎は学べるが、事例検討やOJTによる経験の蓄積が不可欠。また、現状として、経験豊富な事業所には相談が集中し、経験が少ない事業所との差が拡大する傾向があるため、基幹型相談支援事業所がスーパービジョン（支援・バックアップ）をおこない、事例検討や基幹型の支援で補強していく必要がある。

### 〈委員 8〉

高校進学などで不適應になり、療育手帳交付を希望する方がいる。知的障がいに該当すれば手帳が交付され、サービスにつながるが、該当しない場合の受け皿（つなぎ先）が見つげにくく、対応に悩んでいる

児童相談所でも若手職員が多く、人材育成は大きな課題である。ケースワークを通じたOJTや、外部機関が企画する研修へなるべく参加するよう努めている。

児童相談所として、家族や子どものアセスメントを丁寧に行い、地域支援に活かせるようフィードバックすることを心がけている。

### 〈委員 9〉

発達障がいのある子どもやその家族への支援については、一時保護や精密健康支援事業、療育手帳判定などを通じて支援を行っている。中学校までは学校に相談できるが、高校に進学できず家庭にいる若者の相談先が見つかりにくい。若者の居場所を支援する団体はあるものの、発達特性への対応が難しいとして断られることがある。

学校での知能検査で「知的障がいなし」と判定されても、保護者が学校の勧めで療育手帳申請に来るケースがある。療育手帳は知的障がい対象であるため、該当しない場合は交付されず、検査や申請は家族の負担も大きい。発達特性のある子が速やかに支援につながる仕組みが欲しいと感じている。

### 〈委員 10〉

人材育成について、保育士・幼稚園教諭の役割が幼児期の発達に非常に重要であると考えており、保育現場では大変な子がいると「正常か異常か」を白黒で判断したくなりがち

だが、「子どもは発達する」ということを頭において、事例検討などで経験と自信をつけてほしい。また、子どもと一緒にできる遊びの提案などの具体的な助言が親子関係改善に役立つので、保護者支援として遊びを提案してほしい。

療育を希望して医療機関に受診を申し込まれる保護者が増えているが、相談支援事業所で「診断がないと療育を受けられない」と案内されるケースがあるようだ。しかし、市町村によっては「診断なしでも保護者の困り感に基づき療育につなぐ」としており、相談支援事業所間で見立てのばらつきがあるのではないか。その差を基幹相談支援センターによるスーパービジョンで埋めることが、家族にとっても良い結果となるのではないか。

#### 〈委員 11〉

県立高校では校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーター指名を100%実施している。年2回「高等学校等特別支援教育コーディネーター研修会」を開催し、演習や情報交換を行っている。また、管理職向けの手引きやコーディネーターハンドブックを作成・配布し、活用している。

切れ目ない支援として、個別の教育支援計画の活用とともに、引継の徹底を繰り返し指導している。就学前から高校卒業後までの一貫した支援には関係機関と連携したチーム支援が重要であり、個別の教育支援計画をツールとして活用することが必要である。合理的配慮については、必要な配慮が提供されるよう、適切な理解を促していきたい。

特別支援学校の巡回相談員が、高校で就労支援を行う事例が増えている。また、外部専門家配置事業で作業療法士を各特別支援学校に派遣し、作業療法士が巡回相談員に同行することで、巡回相談員が専門家の視点から支援のノウハウを蓄積できるようにして、現場の支援力向上（実践的なOJT的研修）、人材育成を図っている。

#### 〈委員 12〉

自閉症・情緒障がい学級の小・中学生の在籍者数は1,504名（令和6年度比で138名増）で、学級数では17学級増。特別支援学級全体では39学級増加している。特別支援学級の増加に対して、担任教員の専門性が追いついていない。また、特別支援学校の教員も若手が増え、巡回相談に慣れていない教員が多い。そのため、訪問時には複数名で対応し、事前資料を受け取って協議した上で学校内での支援体制を構築している。課題として、中学校の特別支援学級から一般高校へ進学する際、個別の教育支援計画の作成を拒否する生徒が一定数いることがあり、これら計画の有効性や運用について今後議論が必要である。

#### 〈委員 13〉

幼少期から専門支援を受けてこなかった「グレーゾーン」や支援が途切れたまま成人した人たちが、成人期に生活課題で相談に来ることが多い。ひきこもり、気分障がいなどで来所するケースの中で、発達障がい顕在化することがある。

相談（面接・電話・メール）や医師の助言を通じて事例対応を行っており、そこから職員の人材育成につながっている。多くの研修が行われているが、知識定着には「事例を通じた学び（OJT・実践）」が最も効果的と考えている。

精神保健福祉手帳の判定等の業務において、発達障がい・グレーゾーンの事例が集まり

やすい。「切れ目ない支援」といっても実際にはどこかで途切れる局面があるため、成人期に向けての見通し（人生設計）を念頭に置いた支援が必要。小児期～思春期は成長で改善する場合もあり、成人になった時点（例：20歳程度）で支援の効果を評価し、その後の支援方針（就労や生活支援等）を明確にしていくことが重要と考える。社会や仕事の複雑化に伴い、発達障がいに対する必要な支援内容は変化するため、柔軟に対応できる体制が求められる。

#### 〈委員 14〉

保育所や放課後児童クラブなどの運営に対する支援などを担当。県内の認可保育所の約7割（212施設）で、計921人の障がいのある子どもを受け入れている。集団生活の中で個別に配慮が必要な発達に特性のある子どもも増加しており、支援ニーズが高まっている。

現行は障がい児2名につき加配保育士1名分が地方交付税で措置されているが、現場では1対1対応が必要なことが多く、現行の配置・財源では不足しているため、実態に見合った財源確保を国に要望している。また、認可外保育施設には県独自で受入れに対する支援を行っている。

人材育成については、国のガイドラインに基づく「保育士等キャリアアップ研修」を実施し、障がい児保育に関する理解や個々の発達に応じた支援力の向上を図っている。放課後児童支援員の認定資格研修にも、障がい児への理解や支援を含む科目を設け、人材育成を進めている。

#### 〈委員 15〉

障がい者の就労支援（主に企業側の啓発）を担当。法定雇用率（現在2.5%）未達成の企業へ個別訪問を行い、理解促進や制度周知を実施。昨年度は323社訪問し、その結果95名の障がい者が新たに就労した。

障がい者雇用促進のため、セミナーや優良事例の企業見学会を開催。障がい者を新規雇用した企業への奨励金支給や、支援策をまとめたハンドブック配布を行っている。

令和7年6月時点の実雇用率は2.39%（過去最高、前年より0.02ポイント増）法定雇用率達成企業の割合は53.8%で全国平均を上回るが、実雇用率は法定の2.5%に未到達。令和8年7月から法定雇用率がさらに引き上げられ（2.7%）、企業の一層の取組が必要。引き続き、関係機関と連携しつつ、障がい者雇用促進施策を継続・強化していく。

#### まとめ

〈座長〉幼少期に発達障がいの診断を受け、一般高校に在籍していた生徒がインターンシップで企業から「当社で一般で採用できるレベルではないが、障がい者雇用であれば採用できる」と指摘され、本人・保護者が大きなショックを受けた。その後、進路担当教員が支援機関を訪ねたことから相談が再開され、担任・進路担当・障害者職業センターの相談員らと連携して、手帳申請に向けた支援を実施。主治医との接点が途切れていたため、これまでの発達歴と現在の困りごとを整理したうえで、面談に進路担当教員も同行して説明を行った結果、精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な診断書を作成してもらうことができた。最終的に手帳が交付され、その後、その方は障害者枠で就労し、現在も継続雇用さ

れている。

この事例を見ても、支援が一度「切れて」いても、再びつなげられる受け皿（相談機関・支援機関）が重要である。関係機関が「両手を広げて待つ」姿勢で、機動的に専門機関と連携して支援できる体制整備が必要と考える。

最後に、今日の意見を各所属での支援政策推進につなげてほしい。

## 6 その他

## 7 閉会

以上